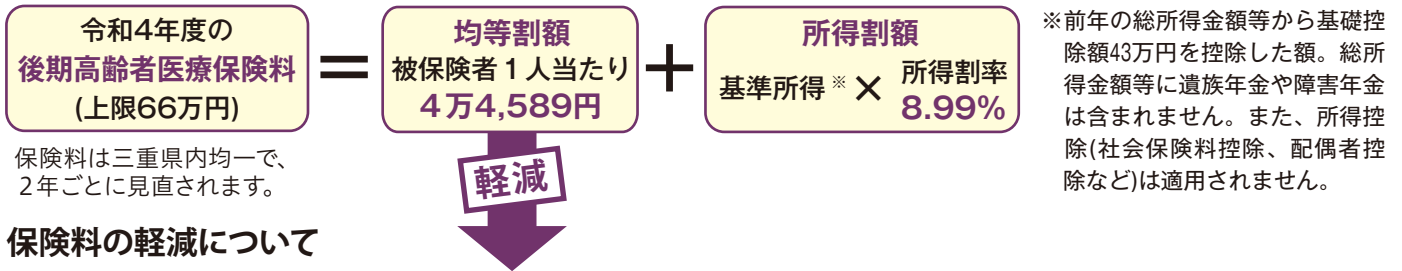


●● 保険料の決め方 ●●

保険料は各被保険者に対して4月から翌年3月までの1年間分を計算し、7月中旬に保険料額決定通知書と納入通知書を送付します。

津市の保険料額(年間)



保険料の軽減について

均等割額の軽減

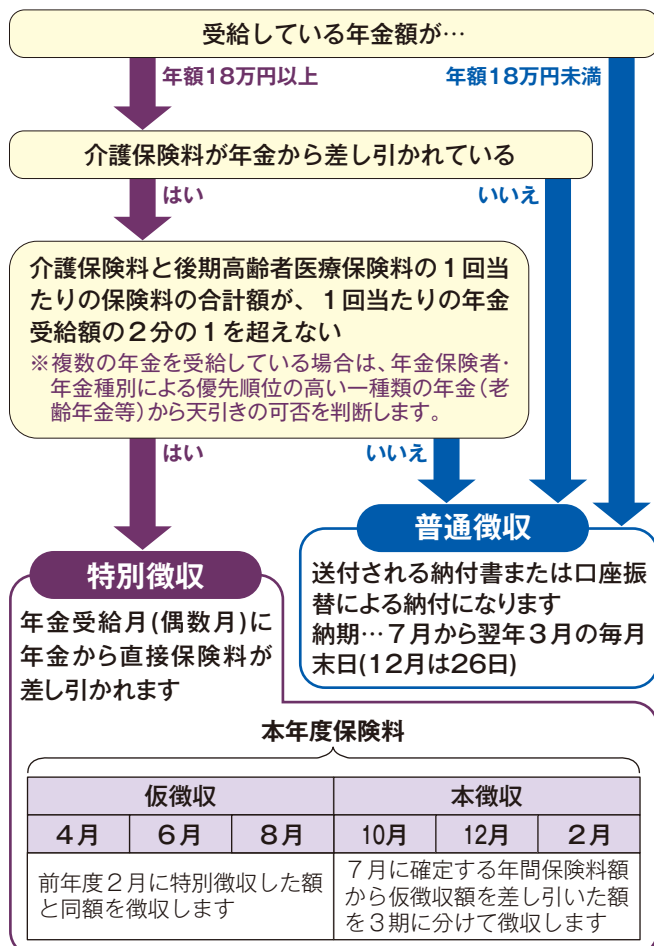
同一世帯の被保険者および世帯主の令和3年中の総所得金額等の合計額により、下表のとおり均等割額が軽減されます(65歳以上の人の公的年金に係る所得は、その所得から15万円を控除して判定)。

総所得金額等の合計が以下に該当する世帯	軽減割合	軽減後の均等割額
(43万円+10万円×(年金・給与所得者の数-1))以下	7割	1万3,376円
(43万円+10万円×(年金・給与所得者の数-1)+28万5,000円×被保険者の数)以下	5割	2万2,294円
(43万円+10万円×(年金・給与所得者の数-1)+52万円×被保険者の数)以下	2割	3万5,671円

世帯は4月1日(4月2日以降に資格取得した人は資格取得日)時点での状況で判定されます。専従者控除は適用されず、専従者給与額は事業主の所得に合算されます。譲渡所得特別控除は適用されません。雑損失の繰越控除は適用されます。

●● 保険料の納め方 ●●

保険料は、年金からの天引きで納める特別徴収と納付書や口座振替で納める普通徴収の2通りの納め方があります。7月中旬に保険料額決定通知書と納入通知書が送られます。



年度途中で特別徴収に切り替わる人

昨年6月～今年5月に75歳になるなど、津市で新たに後期高齢者医療制度の保険に加入した人は、7月～9月は普通徴収、10月以降は特別徴収になります。

納付方法を特別徴収(年金天引き)から口座振替に変更したいとき

最初に金融機関に口座振替依頼書を、その後、市役所に納付方法変更申出書を提出してください。

10月分からの変更を希望する場合は、7月20日(水)までに手続きをしてください。それ以降は、申請の時期により変更時期が異なります。

必要なもの 納付方法変更申出書、印鑑、後期高齢者医療被保険者証、津市市税等口座振替依頼書の依頼者保管用の写し

社会保険料控除について

普通徴収で支払った分は、支払った人に適用され、世帯の所得税や住民税が減額になる場合があります。特別徴収で支払った分は、本人にのみ適用されます。